

緩和

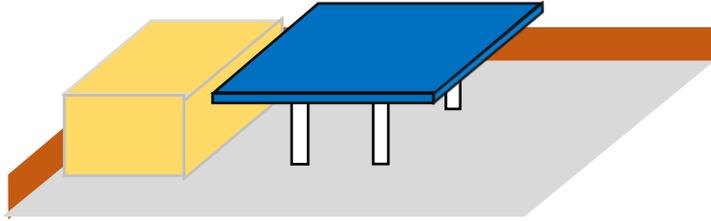
給油取扱所の面積基準が改正されました。

背景

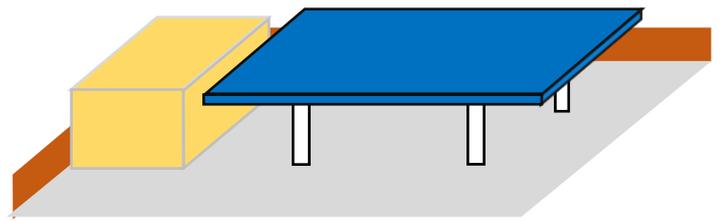
給油時の雨水混入防止や労働環境の改善等の観点から、消防庁において屋外給油取扱所におけるキャノピーの面積基準見直しの検討等が行われました。
その結果を踏まえ令和3年7月21日に「危険物の規制に関する規則」が改正されました。

屋外給油取扱所の面積の基準

改正前



改正後



$$\frac{\text{キャノピー面積}}{\text{敷地面積（事業所除く）}} < \frac{1}{3}$$

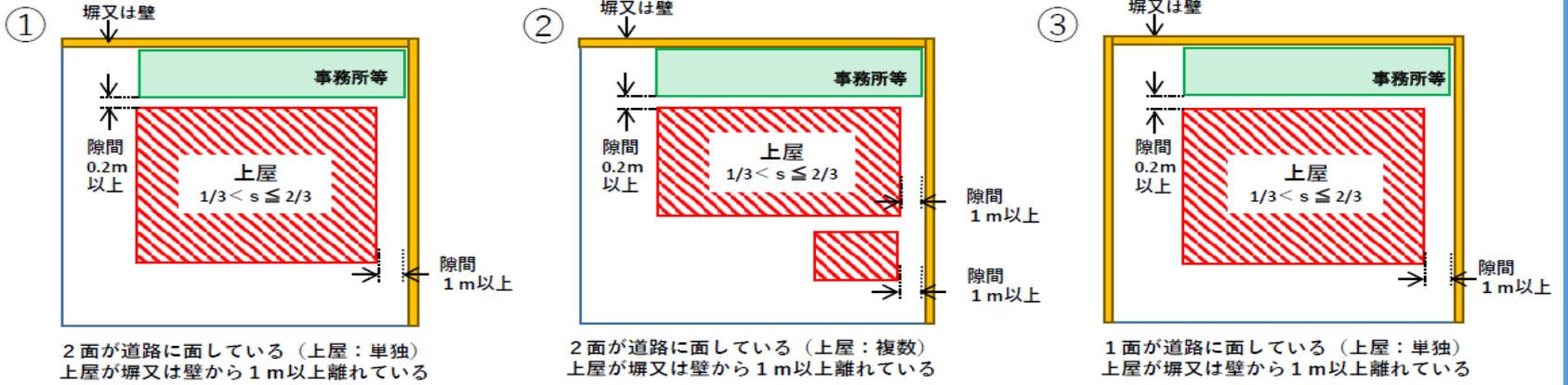
$$\frac{\text{キャノピー面積}}{\text{敷地面積（事業所除く）}} < \frac{2}{3} \text{ かつ}$$

火災予防上安全であると認められる

火災の予防上安全であると認められる例・認められない例

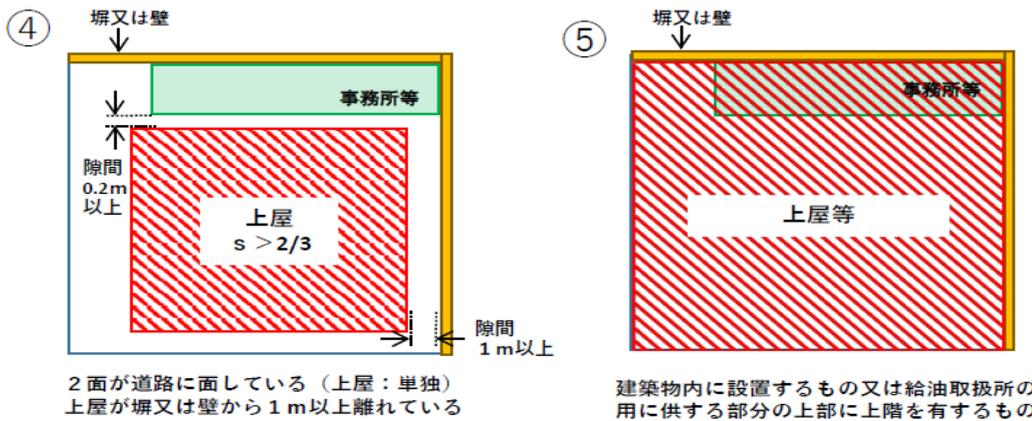
【認められる例】

$1/3 < s \leq 2/3$ かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない



【認められない例】

$s > 2/3$ 又は 建築物内に設置するもの 又は 給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの



重要

この改正により屋内給油取扱所の範囲から外れ、屋外給油取扱所となる施設は、所定の手続きが必要となりますので、下記の連絡先までお問い合わせください。
なお、上記のとおり屋外給油取扱所とならない場合もありますので留意ください。

$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

お問い合わせ先: 仙台市消防局予防部危険物保安課 022-234-1111